

畜産会 経営情報

NO.

437

令和 8 年 4 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デーアイシービル 9 階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/

主な記事

1 畜産リノベ情報

畜産動産担保融資（畜産 ABL）について

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

2 畜産リノベ情報

令和 6 年度畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について②

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

3 畜産リノベ情報

令和 8 年度 畜産特別支援資金融通事業について

農林水産省畜産局企画課

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産リノベ情報

畜産動産担保融資（畜産 ABL）について

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

はじめに

ABL（Asset Based Lending：アセット・ベースト・レンディング）とは、在庫や売掛金を担保として活用する資金調達方法で、畜産では牛、豚などの動産を担保にした融資が行われています。

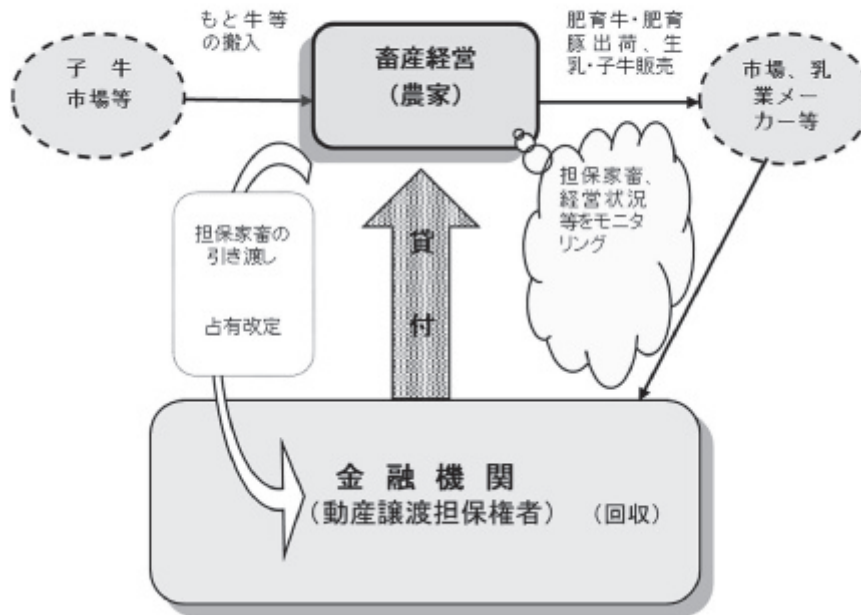
畜産経営においては、もと畜導入のために多額の資金需要が一定間隔で発生し、飼料代など日常的にも多額の運転資金が必要です。これらの資金を金融機関から調達した際に、すでに土地などは担保として提供しているため、増頭のための家畜導入などの追加資金については、信用力が不足して資金調達が困難となる場合があります。

畜産 ABL は、家畜を担保に供して必要な資金を確保する手法のため、土地などの不動産が既に担保に供されている場合でも資金確保が可能です。畜産 ABL では、事前に担保評価、モニタリングや債務不履行（デフォルト）時の担保処分の方法等のスキームを構築しておくことが理想とされていますので、これらの概要について説明します。

畜産 ABL の仕組み

家畜を担保対象とする畜産 ABL は、金融機関が牛・豚等の家畜やその売掛金を担保として取得し、資金を貸し付ける仕組みです（図 1）。

(図1) 畜産 ABL の概略図



【肥育牛経営】

肥育牛経営の場合は、肥育もと牛を市場から購入してきて一定期間給餌・肥育して市場に肉用として出荷する、その牛が担保となります。

【養豚経営】

養豚経営はほとんどが一貫経営（子取りと肥育を同一経営で行う）であり、自家産の子豚を一定期間給餌・肥育して市場に出荷する、その豚が担保となります。

【酪農経営・肉用牛繁殖経営】

酪農経営・肉用牛繁殖経営は、それぞれ乳用・繁殖用子牛等を市場から購入してきて(自家保留の場合は自家出産子牛)、乳牛、繁殖雌牛として飼養育成する、その牛が担保となります。ただし、当該乳牛、繁殖雌牛の販売代金が資金回収の目的となるのではなく、生乳販売、生産された子牛の出荷代金が借入金の返済財源となります。

畜産 ABL を導入するメリット

(1) 貸し手 (金融機関) のメリット

- ① 貸し手は、モニタリングにより在庫・売掛金等の推移や変動を通じて、借り手の経営状況を適時適切に把握することが可能となり、従来以上に借り手の商流や事業の特性を理解できるようになります。結果として、貸し手は借り手の事業価値を見極めて融資することが可能となり、不動産担保や個人保証だけでは信用補完が十分できない事業者に対しても融資を拡大できるチャンスが広がります。
- ② モニタリングは、貸し手が担保取得した在庫・売掛金等の推移について定期的に報告を受け、又は現地で確認することで、その内容をチェックすることにより、借り手の経営実態をタイムリーに把握できるようになります。結果として、貸し手は借り手の生産活動等の変調の予兆を早期に発見できることとなります。
- ③ 平常時には、在庫・売掛金等の事業収益資産は借り手の経営実態をはかるバロ

メーターとして活用でき、有事の際は当該資産の担保処分により貸し倒れリスクの分散や軽減を図ることができます。

- ④ 貸付先の事業活動の実態把握が可能となり、業態の目利き力が向上することになります。

(2) 借り手（畜産経営）のメリット

- ① 新規就農期や事業の拡大・転換期といった、従来型の融資では十分な資金を確保しにくいライフサイクル局面にある経営にも、資金調達の可能性が広がります。
- ② 不動産担保・個人保証に偏重しない資金調達手法であり、担保評価が総じて低い不動産を保有する畜産経営にも融資を受けられる可能性が広がります。
- ③ 貸し手による借り手の事業活動への理解が深まり、信頼関係の強化につながります。

このように、貸し手が借り手の事業をより深く理解できるようになれば、借り手はタイムリーかつ過不足のない資金供給とともに的確な経営アドバイスを受けることが可能となります。

結果として、資金調達の安定化のみならず、経営管理の改善・効率化が図られる可能性も高まります。

(3) 畜産 ABL の本質

畜産 ABL は、牛等の家畜を担保として融資を行うものですが、畜産の特性を踏まえると金融機関は単に担保家畜の在庫状況のみをモニタリングし把握するだけではなく、家畜の肥育管理の状況や財務状況について定期的に把握することで、貸付先の経営上のアラートを察知するとともに、必要に応じてその対応策を講じていくという、いわば貸付先の「中間管理」を重視した融資の仕方が最も適しています。

したがって、借入者側には、このような金

融機関が求めるモニタリングに対して、生産技術や経営に係る信憑性のある均質なデータを定期的に提出することが求められることとなり、これに対応できない経営は畜産 ABL による資金調達は困難になることとなります。

なお、担保評価については、「中間管理」型 ABL では、与信判断の当初の可否あるいは与信限度の設定に関してさほど大きなウエイトを有するものではなく、この「中間管理」の中で与信管理上必要なものを把握していくことで機能すれば足りることとなり、最終処分スキームについても、モニタリング機能を十全に発揮することで、アラート→デフォルトを回避する支援策を措置する体制を構築することに重点を置くべきであると考えられます。

ABL を利用する場合の手続き等

(1) 担保の設定

ABL の担保設定は、動産譲渡登記（民法 178 条）や占有改定（民法 183 条）の方法が使われています。家畜を担保とした場合、家畜の所有権は金融機関に移りますが、家畜を金融機関に引き渡すのではなく、畜産農家が金融機関の代理人として担保となっている家畜を肥育することになります。

(2) 担保の評価

畜産 ABL の担保については、肉用牛、乳用牛、豚が中心であり、これらの評価については、もと畜費＋飼料費としていることが一般的で、肥育牛であれば、市場での購入価格に育成にかかった期間の飼料代としている例が多いようです。

(3) 営農・出荷の継続

畜産農家は、家畜を担保とした後も代理人として通常どおり営農が継続でき、通常と変わらず、担保となっている家畜の出荷ができます。

(4) 担保物件の総額水準の維持等

通常の営農活動が行われることにより、畜舎内の家畜は出荷等と仕入れが繰り返されますが、一定水準の規模は維持されるという前提で、担保に付され、また、担保価値の評価が行われることになります。

(5) 担保家畜の範囲

一般的には、家畜を飼養する畜舎ごとに担保が設定されます。集合物譲渡担保は、畜舎と担保である家畜の種類を指定することによって担保家畜を明らかにします。

このほか、家畜を1頭ずつ指定して担保とする方法がありますが、この方法によった場合、借入金の償還期限までの間に通常の営農活動において担保家畜を出荷する際には、これを担保から除外し、これに代わる価値のある代替家畜を担保に補充するという手続きが必要となります。

(6) 担保家畜であることの明示

第三者との間で権利をめぐるトラブルを未然に防ぐため、担保家畜である旨の明示を義務付けられることもあります。集合物譲渡担保の場合は、家畜そのものに表示するのではなく、担保家畜が飼養されている畜舎に表示するのが一般的です。

(7) 費用負担

通常の営農活動の範囲内で生じる担保家畜の管理に係る損害保険契約に関する費用を含む一切の費用のほか、家畜を担保とする際の登記関係諸費用などが畜産農家の負担となります。また、競売など担保権を実行した場合の諸費用も畜産農家の負担となります。

知っておきたい基本的事項

(1) 基本的に売掛債権、動産（牛・豚等）を一体として担保徴求することについて
売掛金のみを担保対象として対応するこ

とは特に大きな問題はありませんが、在庫等の動産（牛・豚等）のみを担保にすることについては、例えば、在庫について担保取得しても、売掛金が他者の担保に押さえられていれば、在庫が販売され売掛金に変わった途端に他者の担保対象となるため、十分考慮する必要があります。このような場合には、在庫についての担保権は売掛金には及ばないとされるからです。

ただし、現金取引等売掛金が発生しない商流であったり、売掛債権のほとんど全てに譲渡禁止特約が付されている場合などでは、在庫のみを担保徴求してもこのような問題は生じません。

(2) 経営破綻時等における担保資産の処分

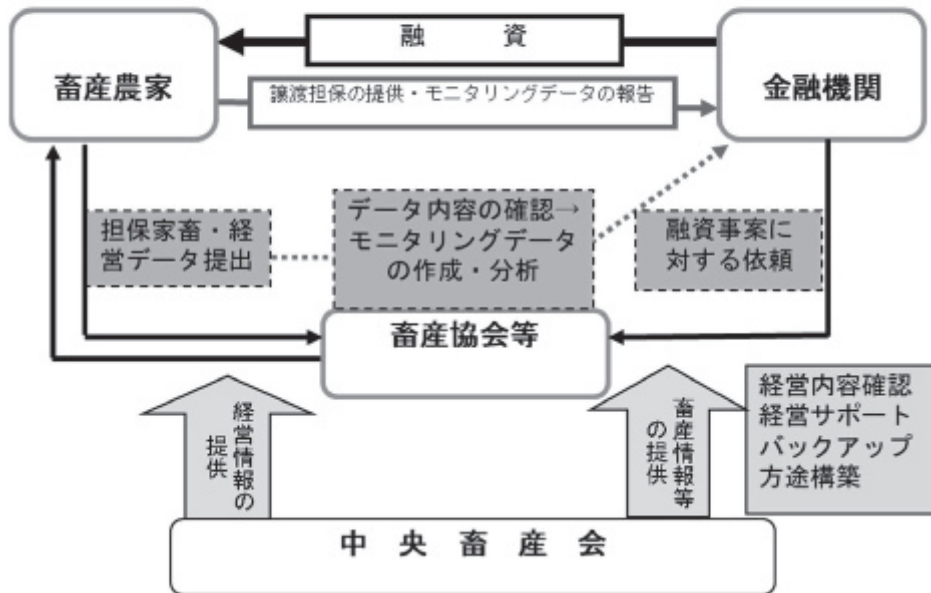
金融機関の要請によっては、融資先の畜産経営者が経営破綻等に至った場合に、担保資産（牛・豚等）が飼養中断等により価値が毀損しないよう保全するための管理代行者や担保となっている牛・豚等の継承先の確保、飼養途中段階での適切な価格での売却先の確保等を迅速に行うための、畜産関係団体等と連携したバックアップ体制を構築することも必要となります。

(3) 貸出の形式

ABLの貸出形式には、リボルビングライン（貸越極度）を設定し、その枠内で何度も借入の実行・返済を繰り返す方式と、証書貸付による期限付きの貸出の2つの手法があります。

ABLの資金使途は、その担保対象資産の特性上、畜産経営の場合、もと畜購入費や飼料代等の経常運転資金が中心となっているため、借る側にとっては経常的に発生する運転資金ニーズに対し、約定返済条件を付けずに対応しつつ、必要時に借入れや返済が行われるリボルビングラインを設定した融資がよく用いられています。

(図2) モニタリングスキーム (例)



(4) 担保対象資産の内容を常時モニタリングする。

畜産経営においては、牛・豚等の担保資産の内容の把握・評価については、企業が有する商品在庫に対する場合（当該企業が常時管理している財務会計資料をベースに、担保対象資産の金額明細、銘柄、滞留期間、移動状況等の情報をモニタリング）に準じる考えに基づいて行うほかに、飼養の経過とともに増加していく価値をいかに把握・評価してもらうかということも必要になります。モニタリングの周期は借入者の信用力によって異なりますが、基本的には月次ベースでのモニタリングが一般的です（図2）。

また、担保の対象となる売掛金や担保対象資産の価値の精査、モニタリングを行う場合、その内容が正確かどうか確認するため、担保となっている牛・豚等の飼養状況や実際の頭数等の確認、売掛金の場合は売上の実在性や譲渡禁止特約の有無等について、借入者の畜舎等を訪問し確認したり、販売取引に係る契約書・伝票等を閲覧したりする必要があります。

この場合、畜産経営の特異性に鑑み、専門的知識等を有する畜産関係者との連携が重要になってくると考えられます。

おわりに

（公社）中央畜産会では、令和5年1月に金融機関サイドと資金利用者サイドとを一体化させた事例を、令和8年2月には担保評価の方法、効果的なモニタリング手法、デフォルト時の担保処分実態を調査分析した事例を記載した事例集を策定して金融機関や都道府県庁、畜産関係機関等にお配りするとともに、当会ホームページで紹介していますので、是非、ご利用ください。

<https://jlia.lin.gr.jp/business/abl/>

問い合わせ先

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

担当：諏訪

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

2 畜産リノベ情報

令和6年度畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について②

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

(2) 肉用牛経営 (表2)

ア 計画に対する進捗状況

① 報告があった農家数 182 戸 (経営形態別: 肉専繁殖 110 戸、肉専肥育 71 戸、乳用肥育 1 戸、哺育肥育 0 戸) の一戸当たりの実績は、飼養頭数は 141.4 頭 (計画対比 98.0%) で、畜産部門収入は 85,449 千円 (同 95.8%)、畜産部門支出は 80,983 千円 (同 94.9%)、家計費は 2,703 千円 (同 103.6%) となり、償還財源は 14,070 千円 (同 103.5%) となっている。

② 全国の償還財源の進捗率は、50% 未満の農家が 77 戸 (42.3%)、50~100% 未満が 33 戸 (18.1%)、100% 以上が 72 戸 (39.6%) となっている。

イ 計画に対して進んでいない要因等

[畜産部門収入]

- ・ 枝肉成績は安定しているものの、枝

- 肉相場の低迷により計画を下回った
- ・ 適正な給餌と飼養環境の改善が図られないことによる枝肉重量の伸び悩み
- ・ 親牛の更新を積極的に行ったが受胎に偏りがあり、8月以降の出荷がなかった
- ・ 資金不足から粗飼料が足りず、子牛の出生時体重が低下する等の悪循環が続く
- ・ 出荷頭数に占める雌牛頭数の割合が高かった

[畜産部門支出]

- ・ 収益確保のため増頭したものの、飼料および燃料費の高騰で費用が増加
- ・ 尿毒症による廃用牛の発生
- ・ 家計費は共済掛金の解約により大幅に削減

(表2) 肉用牛経営の資金別計画達成の進捗状況 (一戸当たり)

(単位: 千円、%)

| 資金名 | 集計戸数 | 飼養頭数 | | 畜産部門収入 | | 畜産部門支出 | | 家計費 | | 償還財源 | |
|--------|------|-------|--------|---------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | | (平均) | 計画対比 | (平均) | 計画対比 | (平均) | 計画対比 | (平均) | 計画対比 | (平均) | 計画対比 |
| 畜産特別資金 | 75 | 159.3 | 100.5% | 102,248 | 97.8% | 95,794 | 98.6% | 3,497 | 111.1% | 26,053 | 95.6% |
| 緊急支援資金 | 107 | 128.9 | 95.9% | 73,674 | 94.0% | 70,602 | 91.6% | 2,146 | 96.2% | 5,671 | 141.2% |
| 計 | 182 | 141.4 | 98.0% | 85,449 | 95.8% | 80,983 | 94.9% | 2,703 | 103.6% | 14,070 | 103.5% |

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

① 経営・資金管理等の指導

- ・子牛価格は軟調であるため、もと牛導入価格の抑制ならびに枝肉重量の増加に取り組む
- ・畜産コンサルによる巡回指導を通じて業況の把握に努める
- ・生活費における支出の妥当性を確認するため家計簿をつけるよう指導
- ・後継者の育成のため、知識の向上につながる肥育技術や経営課題を意識させる指導の実施
- ・後継者へのスムーズな継承が行えるよう、本人と後継者立ち会いのもと毎月の営農口座の流れを説明

② 飼養技術・管理等の指導

- ・経営類型を肥育から繁殖に移行するため、繁殖牛の個体管理と繁殖履歴を記録する管理台帳の作成を指導
- ・獣医師による受胎率の向上と給与体系の見直し（飼料コストの削減）を指導
- ・もと牛導入価格の抑制に努めるとともに増体の良い個体の選畜を行い販売成績の向上に努める
- ・多頭飼育により給与時間や給与回数が日によって異なっており、適正頭数に改めることで個体管理を徹底させる
- ・販売金額が安定している交雑種の肥育技術を黒毛和種にも応用し安定出荷を目指す
- ・血統重視の選畜から、増体重視の選畜に変更する
- ・枝肉重量確保のため、粗飼料にチモシー（栄養バランスに優れた牧草）を追加給付するよう指導
- ・農業共済獣医師の繁殖検診を開始し、長期不受胎牛の早期治療または

淘汰の判断に活用

- ・県畜産協会の肉用牛経営支援事業により、個体ごとの繁殖、販売成績を把握し牛群管理に活用する
- ・繁殖母牛の栄養管理および早期受胎に取り組むとともに妊娠鑑定の実施により分娩間隔の短縮を図る
- ・子牛の育成マニュアルに添った飼料給与体系を実施し、子牛の商品性向上に努める

③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・定期的な採血検査を継続し事故防止に取り組む
- ・事故牛の発生防止のため、個体観察頻度を高めて早期発見・早期治療に努める
- ・除角による事故防止を指導
- ・ビタミンの欠乏による事故の発生や発育不良の予防のため、ビタミンコントロールを指導
- ・農業共済獣医師の巡回指導によるビタミン欠乏症の予防措置を実施
- ・予防接種、畜舎消毒に取り組み、子牛の疾病予防、事故率の低下を図る

エ 県協議会の指導・支援事項

① 経営・資金管理等の指導

- ・経費については、すべて領収書をもって申告を行うこと
- ・後継者（長男）と今後の方針を決定するとともに飼養管理技術も徐々に伝えていくこと
- ・毎月のシミュレーションの収入予測と販売収入実績を比較しながら年間計画を見直すこと

② 飼養技術・管理等の指導

- ・初回発情が遅いため、良質な粗飼料を食べさせること
- ・飼料給与の変更は、これまでの給与

記録を確認するとともに JA や振興センターと相談して見直すこと

③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・牛舎の破損については、事故の原因となるため早急に修繕を行うこと

(3) 養豚経営 (表3)

ア 計画達成に係る進捗状況

- ① 報告があった農家数 18 戸 (経営形態別:繁殖 2 戸、一貫 12 戸、肥育 4 戸) の一戸当たりの実績は、飼養頭数は 712.6 頭 (計画対比 96.8%) で、畜産部門収入は 107,118 千円 (同 95.7%)、畜産部門支出は 100,183 千円 (同 110.3%)、家計費は 1,486 千円 (同 97.1%) となり、償還財源は 10,823 千円 (同 66.9%) となっている。
- ② 全国の償還財源の進捗率は、50% 未満の農家が 6 戸 (33.3%)、50~100% 未満が 6 戸 (33.3%)、100% 以上が 6 戸 (33.3%) となっている。

イ 計画に対して進んでいない要因等

- ・市場価格の低迷と飼料、燃料費等の価格の高騰

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

- ・経済連と連携し、もと豚導入時には技術員が立ち会うとともに、飼養技術の支援等経営の安定化に向けた指導を実施

- ・疾病対策の取り組みとしてオールイン・オールアウト方式を採用し洗浄消毒を実施
- ・繁殖から肥育経営に移管するため、転換シミュレーションの検討会を借受者同席で開催
- ・管理費削減のための法人IB(インターネットバンキング) や給与計算ソフトの導入
- ・繁殖、哺乳豚、育成豚、肥育豚の各ステージに応じた飼養管理の徹底を図る

エ 県協議会の指導・支援事項

- ・購入未払金に延滞利息が発生しており、事故率の低減に努めるなど未払金の解消を進めること
- ・繁殖牛舎の点在により発情を見逃していることから、牛恩恵 (発情時期を予測し通知する遠隔監視システム) を導入すること
- ・粗飼料生産および堆肥処理については、草地生産組合の解散に伴い今後の方針を検討すること

問い合わせ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

担当：根本

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

(表3) 養豚経営の資金別計画達成の進捗状況 (一戸当たり)

(単位：千円、%)

| 資金名 | 集計戸数 | 飼養頭数 | | 畜産部門収入 | | 畜産部門支出 | | 家計費 | | 償還財源 | |
|--------|------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|--------|-------|
| | | (平均) | 計画対比 | (平均) | 計画対比 | (平均) | 計画対比 | (平均) | 計画対比 | (平均) | 計画対比 |
| 畜産特別資金 | 12 | 765.8 | 103.6% | 144,403 | 93.1% | 134,687 | 108.6% | 1,624 | 104.7% | 16,188 | 68.5% |
| 緊急支援資金 | 6 | 606.2 | 83.2% | 32,550 | 127.0% | 31,175 | 127.1% | 1,212 | 81.2% | 92 | 7.1% |
| 計 | 18 | 712.6 | 96.8% | 107,118 | 95.7% | 100,183 | 110.3% | 1,486 | 97.1% | 10,823 | 66.9% |

畜産映像情報

がんばる! 畜産! 9

日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方はもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中の内容●

特別編 ヨーロッパアルプ酪農のカとチーズ街道 オーストリア・ブレゲンツァーヴァルト/総集編 天皇杯を受賞した畜産経営と登竜門・全国優良畜産経営管理技術発表会/和牛の成り立ちの大きな存在「豊牛」竹の谷 蔓 岩倉 蔓 周助 蔓 ほか

ドキュメント! 畜産の新主役たち

このコンテンツでは、畜産物の安全性確保や6次産業化の取り組み、女性、障がい者など多様な担い手の活躍を「人」に着目して紹介します。

●配信中の内容●

日本畜産学会100周年 第132回大会 総集編/全日本ホルスタイン共進会に向けて ~高校生たちの奮闘~ 群馬県立吾妻中央高等学校 第8回九州連合ホルスタイン共進会 ほか

なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

●配信中の内容●

国際養鶏養豚総合展2024 総集編/総集編 畜産に携わる若者と女性の力/令和6年度全国畜産縦断いきいきネットワーク大会 ほか

グリーンチャンネル
でも放送中--- 放送日 ---
毎週月~金曜日
朝7時~

「がんばる! 畜産! 9」

URL : <https://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



3 畜産リノベ情報

令和8年度 畜産特別支援資金融通事業について

農林水産省畜産局企画課

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資が広く利用できる環境整備を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金

① 畜産リノベ資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導および債務保証に対する支援を行う。

・貸付条件（利率は令和8年2月19日現在）

| 償還期限 | 大家畜 養豚 | 経営改善資金 | | | 経営継承資金 |
|------|-----------|---------|----|-------|--------|
| | | 一般 | 特認 | 残高借換 | |
| | | 15年以内 | | 25年以内 | |
| | | 7年以内 | | 15年以内 | |
| | うち据置期間 | 3年以内 | | 5年以内 | |
| 貸付利率 | | 2.70%以内 | | | |

注：経営改善資金で残高借換を行うことができるのは令和9年度のみ。

- ・融資枠（令和5～令和9年度） 500億円（大家畜450億円、養豚50億円）
- ・融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

② 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

経営環境が厳しい大家畜経営に対し、3年間の負債償還額の借換資金を緊急的に融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導および債務保証に対する支援を行う。

・貸付条件（利率は令和8年2月19日現在）

| | | |
|------|--------|---------|
| 償還期限 | 大家畜 | 25年以内 |
| | うち据置期間 | 5年以内 |
| 貸付利率 | | 2.70%以内 |

- ・融資枠（令和8年度） ①の融資枠（大家畜450億円）と共用
- ・融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生に伴う経営の停止、畜産物等の単価の下落や売上の減少等により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要となる低利資金を融通する融資機関へ利子補給を行う。

・貸付条件（利率は令和8年2月19日現在）

| | 経営再開資金 | | 経営継続資金 | 経営維持資金 |
|--------|---------------------|--------------------------|--|---------|
| | クイック融資メニュー | 通常メニュー | | |
| 貸付限度額 | 手当金等交付見込額（上限3億円）（※） | 個人：2,000万円 法人：8,000万円 | (1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛6.5万円、肥育豚1.3万円、繁殖豚2.6万円、家さん5.2万円、繁殖用めん羊及び山羊1.3万円 | |
| 償還期限 | 2年以内（一括償還） | | 7年以内 | |
| うち据置期間 | - | | 3年以内 | |
| 貸付利率 | 無利子 | | 1.975%以内 | 2.70%以内 |

※手当金等交付見込額：家畜1頭羽当たりの単価×処分頭羽数。保証料は全額免除。

- ・融資枠（令和4～令和8年度） 120億円
- ・融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(3) 畜産動産担保融資活用支援事業

地域、経営規模または畜種に関わらず、必要に応じて畜産動産担保融資が広く利用できる環境整備を進めるため、畜産動産担保融資の事例蓄積を継続するとともに、家畜の一般担保化へ向けた課題検討を行い、検討結果を広く融資機関に周知する。

- ・事業実施期間 令和8～10年度

3 事業実施主体 （公社）中央畜産会

4 所要額 1,143百万円

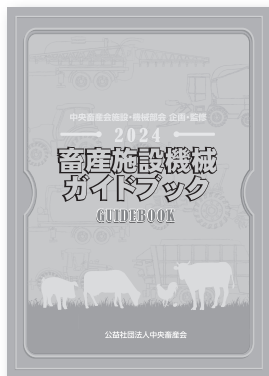
問い合わせ先 担当課：畜産局企画課
代表：03-3502-8111 内線 4896
担当者：加藤、齊藤

中央畜産会の刊行図書

中央畜産会施設・機械部会 企画・監修

2024

畜産施設機械ガイドブック



わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。

本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の会員並びに畜産施設・機械メーカーからの協力を得て畜産経営を支える76社の施設・機械・器具・資材等を収録し、用途別に収録したものです。

経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

- 第1章 飼料用施設・機械
- 第2章 牛用施設・機械・器具
- 第3章 豚用施設・機械・器具
- 第4章 家きん用施設・機械・器具
- 第5章 畜産環境・衛生対策用施設・機械・器具
- 第6章 畜舎・ICT関連・資材・その他

◎畜産ICT事業対象機械には★（オレンジ色）のマークを付けています。

(公社)中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2(第2ディーアイシービル)
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
E-mail book@jlia.jp URL http://jlia.lin.gr.jp/

価格
4,180円
(税込)
※送料別

畜産リノベ資金

(旧 畜特資金)

長期・低利の借換資金と経営改善指導を組み合わせること、効果的な経営改善を図る制度資金です

早期の借入で
経営再建に成功!



畜産リノベ資金はこんな資金です

ポイント
01

毎年の返済・金利負担を軽減し、資金繰りに余裕ができます!

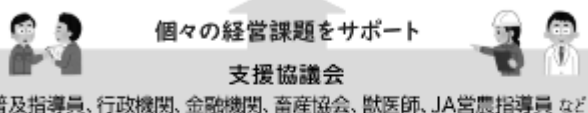
畜産経営における借入金のうち、毎年の返済金額の不足分を限度額として、長期・低利で借換を行うことができる制度資金です。

| | |
|------|--|
| 償還期限 | 酪農・肉用牛：25年以内(うち据置期間5年以内) 養豚：15年以内(うち据置期間5年以内) |
| 貸付金利 | 2.50% (令和8年3月18日現在) 最新の金利は、金融機関にご照会ください。 |

ポイント
02

地域の専門家が一体的に経営改善をサポートします!

借入金の借換に加え、個々の経営の課題に対し、畜産協会、金融機関、JA 営農指導員、普及指導員、家畜保健衛生所、農業共済獣医師、行政機関からなる支援協議会が一体的に経営改善をサポートし、効果的な経営改善に取り組むことができます。



普及指導員、行政機関、金融機関、畜産協会、獣医師、JA営農指導員 など

ポイント
03

この資金を活用後、地域の優良経営体となった事例も!

本資金を活用した経営体の多くは経営を継続しており、優良経営体として表彰を受けた経営体も出ています。

(公社)中央畜産会 令和5年度全国優良畜産経営管理技術発表会
【優秀賞・農林水産省畜産局長賞】
北海道 有限会社福田農場
『経営中止の危機からの逆転 一土づくりが生む絶品「美蘭牛 福姫」』
資料PDF: https://jia.fn.gr.jp/business/superior/23prize/05_r5_fukuda.pdf

受賞者の
資料はこちら



まずは、地域の農協等金融機関、普及指導員、畜産協会、自治体にご相談を!!



畜産リノベ資金

よくあるご質問



Q 貸付けはいつでも受けられるのですか？

A 5月末、8月末、11月末及び翌年2月末の計4回を貸付日としています。ただし、状況に応じ、別途貸付日を定めることもありますので、まずは農協等金融機関にご相談ください。

Q どのような借入金が借換対象になりますか？

A 畜産経営の借入金のうち、その年の返済金額の不足分が借換対象となります。なお、事業対象期間の最終年度(直近では令和9年度)に、一定の条件の下で残高一括借換も可能となります。

Q 畜産リノベ資金を借り入れたことで、必要な新規投資ができなくなることが心配です。

A 資金借入後も、審査委員会で、新規投資の妥当性や経営改善効果を検証し、真に経営改善に必要と判断される投資は認めています。

[これまでに認められた新規投資の例]

- トラクター、飼料生産機械等、経営再建に必要不可欠な機械の導入
- 畜舎の補改修
- 費用対効果を勘案した上での発情発見装置の導入 等

Q 経営改善計画の様式には、家計費を記述する欄があります。家計費についても指導を受けなければならないのですか？

A 経営改善計画では、家計費を含む収支のバランスや、将来のライフイベントが考慮されているかの確認を行います。家計の細かな支出の管理・指導までは目的としておりません。

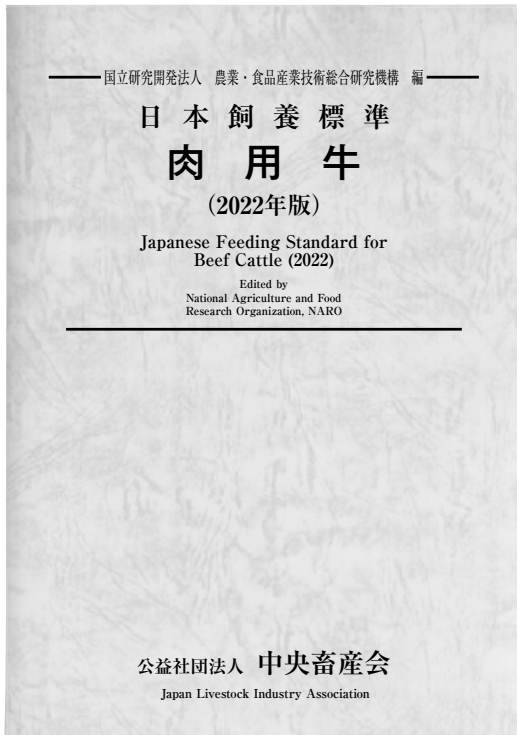
●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・肉用牛 — (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2ディーアイシービル 9階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

4 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和8年2月分〕

令和8年2月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和8年5月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

| 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1} | 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1} |
|-------|------------------|-----------------|-----------------------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 北海道 | 1,211,278 円 | 1,205,927 円 | — | 静岡県 | 1,243,978 円 | 1,155,367 円 | — |
| 青森県 | 1,226,620 円 | 1,183,317 円 | — | 新潟県 | 1,284,102 円 | 1,155,573 円 | — |
| 岩手県 | | 1,140,633 円 | — | 富山県 | | 1,176,225 円 | — |
| 宮城県 | | 1,174,759 円 | — | 石川県 | | 1,164,455 円 | — |
| 秋田県 | | 1,129,179 円 | — | 福井県 | | 1,162,656 円 | — |
| 山形県 | | 1,124,991 円 | — | 岐阜県 | 1,261,756 円 | 1,196,887 円 | — |
| 福島県 | | 1,183,974 円 | — | 愛知県 | | 1,158,850 円 | — |
| 茨城県 | | 1,243,978 円 | 1,190,485 円 | — | 三重県 | 1,248,687 円 | 1,144,211 円 |
| 栃木県 | 1,193,627 円 | | — | 滋賀県 | 1,159,734 円 | | — |
| 群馬県 | 1,214,149 円 | | — | 京都府 | 1,172,345 円 | | — |
| 埼玉県 | 1,190,882 円 | | — | 大阪府 | 1,128,468 円 | — | |
| 千葉県 | 1,165,867 円 | | — | 兵庫県 ^{※2} | 1,531,854 円 | 1,401,983 円 | — |
| 東京都 | 1,181,440 円 | | — | 奈良県 | 1,248,687 円 | 1,135,292 円 | — |
| 神奈川県 | 1,187,349 円 | | — | 和歌山県 | | 1,103,496 円 | — |
| 山梨県 | 1,213,014 円 | | — | 鳥取県 | 1,231,723 円 | 1,184,144 円 | — |
| 長野県 | 1,183,632 円 | | — | 島根県 | | 1,123,540 円 | — |

(つづく)

| 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1} | 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1} |
|-------|------------------|-----------------|-----------------------------------|-------|------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 岡山県 | 1,231,723 円 | 1,134,815 円 | — | 佐賀県 | 1,230,190 円 | 1,169,499 円 | — |
| 広島県 | | 1,134,804 円 | — | 長崎県 | | 1,167,025 円 | — |
| 山口県 | | 1,120,918 円 | — | 熊本県 | | 1,174,020 円 | — |
| 徳島県 | 1,217,465 円 | 1,169,274 円 | — | 大分県 | | 1,135,194 円 | — |
| 香川県 | | 1,161,141 円 | — | 宮崎県 | | 1,154,847 円 | — |
| 愛媛県 | | 1,124,859 円 | — | 鹿児島県 | | 1,163,326 円 | — |
| 高知県 | | 1,073,159 円 | — | 沖縄県 | | 1,183,558 円 | 1,107,877 円 |
| 福岡県 | 1,230,190 円 | 1,166,742 円 | — | | | | |

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価 (概算払)

| | 肉用牛1頭当たりの標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1} |
|-----|------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 交雑種 | 786,693 円 | 735,512 円 | — |
| 乳用種 | 486,073 円 | 520,490 円 | 23,975.3 円 |

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和7年度第1～4四半期〕

令和7年4月から令和8年3月までの算出期間(令和7年度第1～4四半期)における畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(5)の規定により算出した見込みの標準的販売価格および見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、概算払いはありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、5月中旬に公表する予定です。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価

| 算出期間 | 令和7年4月から令和8年3月まで |
|----------------------------|------------------|
| 肉豚1頭当たりの標準的販売価格 | 45,590 円/頭 |
| 肉豚1頭当たりの標準的生産費 | 44,260 円/頭 |
| 肉豚1頭当たりの交付金単価 [※] | — (概算払なし) |

※ 肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価は、肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費と肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から1,100円を控除した額です。